

昭和31年度

地方財源確保の主眼

— 地方税制改正 さる

国民の租税負担は、最近の数回の減税措置によつて幾分負担の軽減をみたといえ、一般的にはなお全体反面、地方財政の窮乏は最近において特に著しいものがあり多くの地方団体が財政収支の均衡を欠き、赤字財政が漫延化し、赤字団体の数も赤字の金額も年を逐うに従つて増加の一途を辿り、健全財政の方を堅持している地方団体の方がむしろ例外的な存在となりかない状態にあります。このよくな地方財政の破たんを救済し、地方財政の健全性を回復するためには根本的に地方行政の規範及び機能を検討を加え、その簡素合理化を図ることがより必要であるが、あわせて地方財源の充実強化を図ることに努力が注がれなければなりません。

地方財源の充実を図る場合において、その方途は、地方独立税收入増加といふ形に求められるのであります。しかし、地方財源の不足があるといふことは、いえ、收入の分量さえ増加すればよいといふわけではなく、可及的に弾力性に富む地方独立税收入の形を

もつてすることが望ましくその收入も自治団体の收入として適切なものでなくしてからあります。反面、地方財政の窮乏は最近において特に著しいものがあり多くの地方団体が財政収支の均衡を欠き、赤字団体の数も赤字の金額も年を逐うに従つて増加の一途を辿り、健全財政の方を堅持している地方団体の方がむしろ例外的な存在となりかない状態にあります。このよくな地方財政の破たんを救済し、地方財政の健全性を回復するためには根本的に地方行政の規範及び機能を検討を加え、その簡素合理化を図ることがより必要であるが、あわせて地方財源の充実強化を図ることに努力が注がれなければなりません。

そこで、この問題をいかに解決をいたすかが問題となる

こと。

(1)過誤納に係る県民

税又は市町村税に充當

すること。(2)恩給、船員等に係る給与の特別

徴収除外等)

基本的な課題は、国民の租税負担がなを全体として重

いものとされている現在に

おいて、この解決をいかに

するかということにつき

といえます。

幸いにして本村は、村民

の力で、必らず押しつけて

あります。

各々の深い理解と協力によ

りて健全財政を維持してお

りますが、今後更に窮屈化

していくであろう財政につ

いて、他との均衡を確保し、

あわせて地方自主財源の増

強に資することを目指して

創設されたのである。

二、交付金又は納付金の客

体

日本専売公社、日本國

有鉄道、日本電信電話

公社が前年の三月三十

日現在に所有する固

定資産で地方税法によ

る固定資産税の課され

ないもの。

三、交付金又は納付金の算

定率

算定標準額の百分の

一・四

以上によつて毎年六月三

十日に交付金が、五月三十

日と十月三十一日納付金が

あるが果してこの言葉の真

意を解し、これを利用して

農業経営を営んでいる農家

がどれだけあるだろうか?

金の収入はどう見ても少な

い故に農家の懐勘定は決し

めを加えるまでもなく農家

は目先の事を考えず範囲を

広くして考えなければなら

ない。一昨年の様な牛の最

も高価な時と比べて現在に

満足して呉れないのです

る。では何故こう云う時代

に当事者は有畜農を営め

るのか?元来農業経営には

家畜が必要でありどうして

も切り離して考えられない

のである。故にもつとし

て農家の経済を良くする

であろうか?家畜を飼うに

は目先の事を考えず範囲を

広くして考えなければならない

のである。

四、財源調整機能を強化す

るための措置を探ること

(入場譲与税法の一部

調整機能を強化する)

改正によつて更に財源

の負担がなを全体として重

いものとされている現在に

おいて、この解決をいかに

するかということにつき

といえます。

幸いにして本村は、村民

の力で、必らず押しつけて

あります。

各位の深い理解と協力によ

りて健全財政を維持してお

りますが、今後更に窮屈化

していくであろう財政につ

いて、他との均衡を確保し、

あわせて地方自主財源の増

強に資することを目指して

創設されたのである。

二、交付金又は納付金の客

体

日本専賣公社、日本國

有鉄道、日本電信電話

公社が前年の三月三十

日現在に所有する固

定資産で地方税法によ

る固定資産税の課され

ないもの。

三、交付金又は納付金の算

定率

算定標準額の百分の

一・四

以上によつて毎年六月三

十日に交付金が、五月三十

日と十月三十一日納付金が

あるが果してこの言葉の真

意を解し、これを利用して

農業経営を営んでいる農家

がどれだけあるだろうか?

金の収入はどう見ても少な

い故に農家の懐勘定は決し

めを加えるまでもなく農家

は目先の事を考えず範囲を

広くして考えなければならない

のである。

四、財源調整機能を強化す

るための措置を探ること

(入場譲与税法の一部

調整機能を強化する)

改正によつて更に財源

の負担がなを全体として重

いものとされている現在に

おいて、この解決をいかに

するかということにつき

といえます。

幸いにして本村は、村民

の力で、必らず押しつけて

あります。

各位の深い理解と協力によ

りて健全財政を維持してお

りますが、今後更に窮屈化

していくであろう財政につ

いて、他との均衡を確保し、

あわせて地方自主財源の増

強に資することを目指して

創設されたのである。

二、交付金又は納付金の客

体

日本専賣公社、日本國

有鉄道、日本電信電話

公社が前年の三月三十

日現在に所有する固

定資産で地方税法によ

る固定資産税の課され

ないもの。

三、交付金又は納付金の算

定率

算定標準額の百分の

一・四

以上によつて毎年六月三

十日に交付金が、五月三十

日と十月三十一日納付金が

あるが果してこの言葉の真

意を解し、これを利用して

農業経営を営んでいる農家

がどれだけあるだろうか?

金の収入はどう見ても少な

い故に農家の懐勘定は決し

めを加えるまでもなく農家

は目先の事を考えず範囲を

広くして考えなければならない

のである。

四、財源調整機能を強化す

るための措置を探ること

(入場譲与税法の一部

調整機能を強化する)

改正によつて更に財源

の負担がなを全体として重

いものとされている現在に

おいて、この解決をいかに

するかということにつき

といえます。

幸いにして本村は、村民

の力で、必らず押しつけて

あります。

四、財源調整機能を強化す

るための措置を探ること

(入場譲与税法の一部

調整機能を強化する)

改正によつて更に財源

の負担がなを全体として重

いものとされている現在に

おいて、この解決をいかに

するかということにつき

といえます。

幸いにして本村は、村民

の力で、必らず押しつけて

あります。

各々の深い理解と協力によ

りて健全財政を維持してお

りますが、今後更に窮屈化

していくであろう財政につ

いて、他との均衡を確保し、

あわせて地方自主財源の増

強に資することを目指して

創設されたのである。

二、交付金又は納付金の客

体

日本専賣公社、日本國

有鉄道、日本電信電話

公社が前年の三月三十

日現在に所有する固

定資産で地方税法によ

る固定資産税の課され

ないもの。

三、交付金又は納付金の算

定率

算定標準額の百分の

一・四

以上によつて毎年六月三

十日に交付金が、五月三十

日と十月三十一日納付金が

あるが果してこの言葉の真

意を解し、これを利用して

農業経営を営んでいる農家

がどれだけあるだろうか?

金の収入はどう見ても少な

い故に農家の懐勘定は決し

めを加えるまでもなく農家

は目先の事を考えず範囲を

広くして考えなければならない

のである。

四、財源調整機能を強化す

るための措置を探ること

(入場譲与税法の一部

調整機能を強化する)

改正によつて更に財源

の負担がなを全体として重

いものとされている現在に

おいて、この解決をいかに

するかということにつき

といえます。

幸いにして本村は、村民

の力で、必らず押しつけて

あります。

各々の深い理解と協力によ

りて健全財政を維持してお

りますが、今後更に窮屈化

していくであろう財政につ

いて、他との均衡を確保し、

あわせて地方自主財源の増

強に資することを目指して

創設されたのである。

二、交付金又は納付金の客

体

日本専賣公社、日本國

有鉄道、日本電信電話

公社が前年の三月三十

日現在に所有する固

定資産で地方税法によ

る固定資産税の課され

ないもの。

三、交付金又は納付金の算

定率

算定標準額の百分の

一・四

以上によつて毎年六月三

十日に交付金が、五月三十

日と十月三十一日納付金が

あるが果してこの言葉の真

意を解し、これを利用して

農業経営を営んでいる農家

がどれだけあるだろうか?

金の収入はどう見ても少な

い故に農家の懐勘定は決し

めを加えるまでもなく農家

は目先の事を考えず範囲を

広くして考えなければならない

のである。

四、財源調整機能を強化す

るための措置を探ること

(入場譲与税法の一部

子供が出生した場合のよ
うに、それまで当該戸籍に
記載されていなかつた者が
あらたにその戸籍に記載さ
れるようになることをいふ
ます。入籍の例としては、
その外にも母の氏を称して
いた嫡出でない子が、家庭
裁判所の許可を得て、氏を
父の氏に変更する旨の届出
をしたとき、父の戸籍に入
籍する場合や、戸籍の筆頭
者である夫(妻)が、夫(妻)
の氏を称する婚姻をする
ときに妻(夫)が夫(妻)
の戸籍に入籍する場合など
があります。

除籍
復籍

人の死亡の場合が除籍で
あつて、その戸籍から記載
が除かれることがあります。
その他にも除籍の例はい
いろいろあります。人が他
の戸籍に入籍する場合には
出生の場合以外は、必ず從
前の戸籍から除籍される
ことになります。

入籍
の氏に復して從前の戸籍に
入籍する場合等があります
先に同じ戸籍に記載され
ているかどうかによつて人
の権利義務に變りはないと
述べたのあります。が、同
じことは入籍、除籍、復籍
についてもいうことができ
ます。嫡出でない子が母の
戸籍から父の戸籍に入籍し
ても、父母の子に対する権
利義務に變りはありません
とを転籍といいます。転籍
は、筆頭者及びその配偶者
とを転籍といいます。転籍
の前後によつて親
兄弟に対する権利義務は、
未成年の子が離縁によつ
て出生届のされない場合
には、子の年令の如何に
よつてされたのであります
が、何時でも又何人の同
意や許可をも要しないです
ることもできますし、日本
の領域内であれば何處にで
ることもできます。

子供が出生した場合のよ
うに、それまで当該戸籍に
記載されていなかつた者が
あらたにその戸籍に記載さ
れるようになることをいふ
ます。入籍の例としては、
その外にも母の氏を称して
いた嫡出でない子が、家庭
裁判所の許可を得て、氏を
父の氏に変更する旨の届出
をしたとき、父の戸籍に入
籍する場合や、戸籍の筆頭
者である夫(妻)が、夫(妻)
の氏を称する婚姻をする
ときに妻(夫)が夫(妻)
の戸籍に入籍する場合など
があります。

△村議会議長
安江文一氏就任

五月十九日第三回東白川
村議会臨時会において、議
會議長をはじめ、各役員が
次のように改選された。

△日赤募金
目標額完遂する

本年度の日赤募金は、目
標額の二万八千九百七十二
円に対して、募金総額二万
八千九百七十七円の好成績
をもつて完遂された。

尙、田口早苗議員より凍霜
害対策特別委員会設置の件
が緊急動議として提出され
審議の結果次の委員を選任
し、凍霜害対策事業を附託
した。

△東白川村診療所

安江五郎
今井静
桂川幸市
田口早苗
今井義一
大坪計五
桂川幸市
安江繁一
安江純
安江福二

△村議会議長
安江文一氏就任

五月十九日第三回東白川
村議会臨時会において、議
會議長をはじめ、各役員が
次のように改選された。

△日赤募金
目標額完遂する

本年度の日赤募金は、目
標額の二万八千九百七十二
円に対して、募金総額二万
八千九百七十七円の好成績
をもつて完遂された。

尚、田口早苗議員より凍霜
害対策特別委員会設置の件
が緊急動議として提出され
審議の結果次の委員を選任
し、凍霜害対策事業を附託
した。

命看護婦 松井八重子

△東白川村診療所

安江文一

同委員 同委員

同副議長 同副議長

同委員長 同委員長

同委員 同委員

△農業生産
収穫

